

長野県告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年8月4日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

大町市

2 都市計画事業の種類及び名称

大町都市計画下水道事業 大町市公共下水道

3 事業施行期間

平成3年3月11日から

平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成3年長野県告示第217号、平成7年長野県告示第119号、平成9年長野県告示第381号、平成11年長野県告示第238号及び平成14年長野県告示第230号の事業地のうち、大字大町及び大字平地内において事業地を変更する。

下水道課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月4日

長野県立駒ヶ根病院長 樋掛忠彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

全自動錠剤分包機 トーショーレイエアーダイヤル-3001 一式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

平成15年9月30日

(4) 納入場所

長野県立駒ヶ根病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

う。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院 事務局

電話 0265(83)3181 内線 123

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成15年8月19日 午後1時50分

イ 場所 駒ヶ根市下平2901（郵便番号 399-4101）

長野県立駒ヶ根病院 事務局

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年8月19日 午後2時

イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年7月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 長野サマライズ・センター
- 3 代表者の氏名
不破 泰
- 4 主たる事務所の所在地
塩尻市大字広丘吉田505番地8
- 5 定款に記載された目的
この法人は、IT機器やIT関連技術を有効に活用することで、障害者・高齢者を中心とする地域に住む人々の自立をサポートし、社会参加の促進を目指し、また、それに関わる人材を育成し、地域社会の発展と、誰にでも優しい街づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年7月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 グループHIYOKO
- 3 代表者の氏名
小笠原 恵美子
- 4 主たる事務所の所在地
塩尻市大字広丘吉田505番地8
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、青少年を中心とした地域に住む人々に対して、IT技術の普及・向上及び、それに関わる人材の育成を推進することにより、豊かで生きがいの持てる社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
地下水保全対策データ管理システム整備事業業務委託
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成16年2月27日まで
 - (4) 入札の方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
 長野市大字南長野字幅下692-2
 長野県生活環境部公害課
 電話 026（235）7176
- 4 入札説明会の日時及び場所
 - (1) 日時 平成15年8月12日 午後1時30分
 - (2) 場所 長野県庁議会棟401会議室
- 5 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成15年8月18日 午後1時30分
 - イ 場所 長野県庁議会棟401号会議室
 - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
 - ア 日時 平成15年8月15日 午後5時
 - イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県生活環境部公害課
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は入札説明書によります。

公 告 課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター
塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平林正臣
塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11
(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (年間60日 午前9時)	午後9時
(株)しまむら	午前10時	午後8時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
(株)しまむら	午前10時	午後8時

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
No.1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後11時30分まで

4 変更年月日

平成15年8月1日

5 届出年月日

平成15年7月22日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県松本地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年8月4日から平成15年12月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニー飯田駅前ショッピングセンター店
飯田市東和町2-35

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ユニー(株)
愛知県稲沢市天池五反田町1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 8,635平方メートル
(変更後) 6,864平方メートル

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
ユニー(株)	午前10時 (年間20日 午前9時)	午後7時30分

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
ユニー(株)	午前9時	午後8時30分

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①	午前9時30分から 午後8時まで (年間20日 午前8時30分から午後8時まで)	午前8時30分から 午後9時まで
②		
③		

4 変更年月日

- (1) 上記3(1) 平成16年3月19日
(2) 上記3(2) 平成15年12月1日

5 届出年月日

平成15年7月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県下伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年8月4日から平成15年12月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成15年8月4日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成15年7月24日	疑似患畜	2	伊那市

畜産課

公告

平成15年7月24日、上伊那郡飯島町による新井地区的土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年8月4日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

土地改良課

公告

県営清水沢地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年8月4日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営清水沢地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年8月5日から9月1日まで

3 縦覧の場所

岡谷市役所

土地改良課

公告

県営科の木地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年8月4日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営科の木地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年8月5日から9月1日まで

3 縦覧の場所

諏訪市役所

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月4日

長野県松本建設事務所長 笠原武

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

バスケット台 1式

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成15年9月30日

(4) 納入場所

松本平広域公園体育館

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（点検整備、修理等）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
松本市大字島立1020番地
松本建設事務所管理計画課管理係
電話 0263 (40) 1963
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）
ア 日時 平成15年8月25日 午後5時
イ 場所 松本市大字島立1020（郵便番号 390-0852）
松本建設事務所管理計画課管理係
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年8月26日 午前10時
イ 場所 松本合同庁舎501号会議室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、白馬都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月4日

長野県知事 田中 康夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年8月31日（日）

(2) 開催時及び場所
午前9時30分から 白馬村役場2階201、202会議室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案
白馬都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧
公告の日から平成15年8月28日（木）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間
公告の日から平成15年8月18日（月）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先
長野県土木部都市計画課、大町建設事務所、白馬村建設課

(4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を入札書の受領期限までに提出しなければなりません。この場合において、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

都市計画課

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
白馬都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に 対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成15年 月 日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住 所 <u>〒</u>	
<u>ふりがな</u> <u>氏 名</u>	
(電話)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、木曽福島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 平成15年8月31日（日）午前10時00分から

(2) 開催場所 高齢者保健福祉センター 3階 大会議室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

木曽福島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年8月19日（火）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成15年8月19日（火）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）
- (3) 公述申出書の提出先
長野県土木部都市計画課、木曽建設事務所管理計画課、木曽福島町建設農林課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり
- 4 公述人の選定
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。
- 5 その他
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号)
木曽福島都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申します。	
平成 年 月 日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住 所	〒
ふりがな 氏名	
(電話)	
<u>意見の要旨</u>	
<p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、上松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成15年8月31日（日）午後1時00分から
 (2) 開催場所 木曽勤労者福祉センター 2階 大会議室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

上松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年8月19日(火)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年8月19日(火)まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、木曽建設事務所管理計画課、上松町建設課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号)
上松都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住 所 <u>〒</u>	
ふりがな <u>氏名</u>	
(電話)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、大町都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月4日

長野県知事 田中康夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年8月31日(日)

(2) 開催時及び場所

午後1時30分から 大町市役所東庁舎2階大会議室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

大町都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年8月28日(木)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年8月18日(月)まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、大町建設事務所、大町市産業建設部都市計画・国営公園対策課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
大町都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案 に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成15年 月 日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住 所 <u>〒</u>	
ふりがな <u>氏名</u>	
(電話)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、富士見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成15年9月2日（火）午前10時30分から
- (2) 開催場所 富士見町役場 3階 303会議室

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案 富士見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。
- (2) 案の閲覧 公告の日から平成15年8月19日（火）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年8月19日（火）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、諏訪建設事務所管理計画課、富士見町建設課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号)
富士見都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住　所	〒
ふりがな 氏　名	
(電話)
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、諏訪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 平成15年9月2日（火）午後2時00分から

(2) 開催場所 諏訪市役所 5階 502会議室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

諏訪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年8月19日（火）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年8月19日（火）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、諏訪建設事務所管理計画課、諏訪市都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号)
諏訪都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住　所　〒	
ふりがな 氏　名	
(電話　　)	
<u>意見の要旨</u>	
<p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、岡谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成15年9月9日(火) 午前10時00分から
- (2) 開催場所 岡谷市役所 6階 603会議室

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案

岡谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

- (2) 案の閲覧

公告の日から平成15年8月19日(火)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間

公告の日から平成15年8月19日(火)まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

- (3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、諏訪建設事務所管理計画課、岡谷都市計画課

- (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
岡谷都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成 年 月 日 _____	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住 所 〒 _____	
ふりがな 氏 名 _____	
(電話) _____	
<u>意見の要旨</u> _____ _____ _____	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、茅野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成15年9月9日（火）午後2時00分から
- (2) 開催場所 茅野市役所 7階 701・702会議室

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案

茅野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

- (2) 案の閲覧

公告の日から平成15年8月19日（火）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間

公告の日から平成15年8月19日（火）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

- (3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、諏訪建設事務所管理計画課、茅野市建設企画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
茅野都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住　所	〒
ふりがな 氏　名	
(電話)
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

正 誤

平成15年7月10日付け長野県告示第357号「国土調査法としての指定」中

ページ (箇所)

誤

正

3 調査地域

伊那市西春近及び大字西春近の各一部

伊那市西春近及び大字伊那部の各一部